

「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）」説明書

「安全衛生対策項目の確認表」とは

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが重要です。

このため、国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるための実効性ある施策を検討するため、実務者検討会^(※1)を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元下間^(※2)における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等が示されました。

「安全衛生対策項目の確認表」については、建設工事の現場において、元下間、下下間^(※3)で安全衛生対策の内容を確認し、その分担(対策の実施、費用負担)を共有することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげることを目的として活用促進が必要です。

国土交通省では、先の提言を踏まえて、学識経験者や業界団体等からなるWG^(※4)において「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてきました。本説明書は今後工種ごとの確認表の作成・普及を更に促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」の考え方などを示すものです。

※1:建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

※2:元請負人(下請契約における注文者)と下請負人

※3:下請け工事として受注し、その工事の一部を他の建設業者に下請負する注文者と下請負人

※4:安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」の構成

安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)は、基本的に元下間、下下間の請負契約で行う建設工事において必要となる安全衛生対策項目を、労働安全衛生法(安衛法)や労働安全衛生規則等をベースに抽出し、安衛法の章立てに基づき整理して、主要な項目としてまとめたものです。安全衛生対策項目のうち、特に元下間、下下間で「対策の実施分担」・「費用負担」を確認する必要性が高い項目については、チェック欄を活用して明確にすることとしています。

しかしながら、安全衛生対策については、工種や工事の施工場所や施工時期等により、必要となる対策が異なり、状況にあわせて対策を講じる必要があります。本確認表は、現場での使いやすさを重視し、掲載する対策項目を絞っていますが、各対策項目の詳細については、後述の「対策項目の解説」に具体例を明記するとともに、チェック欄を設ける対策項目についても、個々の現場の状況に応じて柔軟に追加できるよう、追加項目欄を設けています。

また、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな項目については、本確認表においてチェック欄の対象項目と整理していませんが、元下間、下下間で安全衛生意識の共有を図ることは重要であることから、法令等により安全衛生対策の実施者が明らかな主な項目については、本確認表の下段に明記することとしています。次ページにおいて、本確認表の全体を示します。

工事名を記載

→「当該工事」における対策であることを明確化

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生管理	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
機械並びに危険物及び有害物に関する規制	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
	調査の実施（埋設物調査・試掘等）				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視連絡等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	粉じん障害防止				
	石綿障害予防				
	電離放射線障害防止				
労働者の就業に当たつての措置	特定化学物質障害予防				
	鉛中毒予防				
	有機溶剤中毒予防				
	酸素欠乏症等防止				
	安全衛生教育				
	作業内容変更時の教育				
	新規入場者教育				
	送り出し教育				

注文者と下請業者間で実施分担等を整理
する必要性の高い項目として、整理

対策事例は詳細列挙ではなく、
分かりやすさを重視

工事の特性に応じて追加項目欄
に記載

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）

【下請が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- 安全衛生に向けた人員配置
- 委員会の設置
- 安全衛生管理体制
- 労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)

労働者の就業に当たつての措置

- 安全衛生教育
 - ・雇入れ時教育
 - ・職長・安全衛生責任者教育
 - ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育
 - ・健康教育等
 - ・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修
- 作業従事者への技能講習、特別教育
- 作業主任者への技能講習
- リスクアセスメント（作業手順書等）
- 危険有害業務従事者への教育
- 作業従事者、作業主任者が必要な免許

【下請が実施する対策項目】

健康診断

- 健康診断
 - ・一般定期健康診断
 - ・特定業務健康診断
 - ・メンタルヘルス対策

追加項目

-
-
-
-
-

工事の特性に応じて追加項目欄
に記載

【注文者が実施する対策項目】

安全衛生管理体制

- 安全一般に関する事項

追加項目

-
-

法令等により安全衛生対策の実施
者が明らかな主な項目
↓注文者と下請負人間で安全衛生
意識の共有

「確認表」の使用場面と記入方法について

確認表については、以下の場面での使用を想定しています。

- ・注文者から下請負人へ見積条件を提示する際に使用する。
(一次下請から二次下請企業へ発注する場合は、一次下請が注文者となり、二次下請から三次下請へ発注する場合は、二次下請が注文者となります。)
- ・民間発注者(個人含む)へ重要事項説明時に用いる。

確認表の記入方法は、4パターンがある。

	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
パターン1		○		○	
パターン2		○			○
パターン3			○	○	
パターン4			○		○
パターン5		—	—	—	—

パターン1: 注文者が対策を実施し、費用についても負担する。

パターン2: 注文者が対策を実施し、費用は下請負人が負担する。

パターン3: 下請負人が対策を実施し、費用は注文者が負担する。

パターン4: 下請負人が対策を実施し、費用についても負担する。

パターン5: 工事によって対策項目を実施しない場合は「—」とする。

上記のパターンに区分できない対策項目については、対策項目を細分化するなどして、その分担を明確にすることが望ましい。

対策項目の解説

対策項目に関連する主な根拠法令等及び対策項目に含まれる主な具体例を下記に示します。

法令等略語

- ・法：労働安全衛生法
- ・令：労働安全衛生法施行令
- ・則：労働安全衛生規則

対策項目	対策項目に含まれる主な具体例	主な根拠法令等
工事現場管理	作業主任者の氏名等の周知、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、警報の統一等	法第 14 条、第 30 条 則第 18 条、第 635 条～ 637 条、第 642 条の 3
リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施	建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査及び SDS 等の入手、対象化学物質に係るリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置等、記録の保存	法第 28 条の 2、第 57 条 の 3 則第 24 条の 11、12、第 34 条の 2 の 8、第 577 条 の 2
固定式足場の組立と解体	型枠足場、単管足場、吊り足場、張り出し足場、ブラケット足場、抱き足場、くさび緊結式足場、屋根工事用足場、架設通路	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
固定式足場以外の作業床の組立と解体	移動式足場、移動昇降式足場、可搬式作業台、高所作業車、工事用ゴンドラ、脚立・立馬・作業台・はしご、足場板・結束バンド、番線、バインド線、針金	法第 20 条 1・3 号、第 21 条 2 項、第 28 条 1 項 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
作業構台・吊り構台の組立と解体	荷受構台、乗入構台、作業構台、揚重設備	法第 20 条 1 号 則第 2 編第 11 章
昇降設備の設置と撤去	坑内に設けた通路等、登り栈橋、階段、仮設階段、はしご道	法第 20 条 1 号、法 21 条 2 項、第 23 条 則第 556 条、第 557 条
土留め支保工の組立と解体	掘削・構造・組立、型枠支保工、橋梁架設等支保工、切梁等	法第 14 条、第 20 条 1 号、第 21 条 1・2 項、第 23 条 則第 2 編第 3 章
保護具の着用	保護帽、保護めがね、防じんマスク、耳栓、墜落制止用器具、防振手袋、保護手袋、安全靴、防護服、救命胴衣、溶接用保護面	法第 20 条、第 21 条 1 項、第 22 条 1・2・4 項 則第 3 編第 2 章
手摺、幅木 等	単管パイプ、クランプ、クランプ防護カバー、端末危険部位防護カバー、スタンション、幅木	法第 21 条 2 項 則第 519 条、552 条
開口部養生	作業床の設置等	法第 21 条 2 項 則第 519 条

落下防護ネット・小 幅ネット	物体の落下による危険の防止 ※墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に 関する技術上の指針	法第 21 条 2 項
ロープ高所作業に おける危険の防止	リトラクタ式墜落阻止器具、親綱・親綱支柱	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項 則第 539 条の 2～第 539 条の 9
飛来崩壊災害によ る危険の防止	各所点検通路(支保工上他)、安全通路、落石防護ネット、防護網、 防護柵	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 2 編第 9 章第 2 節
揚重用吊具 等	ゴンドラ、ワイヤ、クランプ、チェーン、ロープ、ボックス、布袋 ※ゴンドラ安全規則	法第 20 条 1 号、第 21 条 1 項
警報設備 等	警報・危険検出システム、ベル、サイレン警報装置、風力計、雨量 計、放送設備、メガホン・マイク	法第 20 条 1 号、第 21 条、第 23 条 則第 382 条の 3、第 575 条の 14
避難用設備 等	避難誘導灯、避難所、避難用器具(空気呼吸器、携帯用照明、避 難はしご、ロープ)	法第 20 条 2 号、第 21 条 1 号、第 23 条 則第 321 条、第 389 条の 2、第 549 条、
火災防止	消火器、防災シート、消火バケツ、スパッタシート、火災報知器、有 機溶剤保管設備	法第 20 条、第 23 条、第 30 条第 1 項 6 号、第 32 条第 1 項 則第 2 編第 4 章
危険物の対処(立 入禁止措置)	立入禁止措置、危険物保安監督者	法第 20 条、第 22 条 則第 257 条、第 585 条
調査の実施(埋設 物調査・試掘等)	地下埋設物、架空線等上空施設一般	法第 20 条、第 21 条
安全点検の実施	仮設物安全点検の実施	法第 22 条第 2 項、第 31 条 則第 567 条、第 568 条、 第 655 条
機械等の危険防止	重機移動用敷き鉄板、リンクプレート、リン木(台木、枕木)、車止め (車輪止め)	法第 20 条 則第 157 条、第 160 条
監視連絡等に要す る対策	各種注意看板標識(立入禁止看板、トラロープ、音声案内装置 等)、誘導員、監視人、作業指揮者、構内電話	法第 20 条、第 21 条 則第 128 条、第 151 条の 6、第 157 条
倉庫、材料保管等	火薬庫、ガスボンベ置場、玉掛ワイヤ置場、仮設資材倉庫	法第 31 条
粉じん障害防止	発生源に係る措置、換気の実施等 ※粉じん障害防止規則	法第 22 条

石綿障害予防	事前調査及び分析調査、作業計画、事前調査の結果等の報告、作業の届出、除去等に係る措置等 ※石綿障害予防規則	法第 22 条、第 100 条
電離放射線障害防止	管理区域の明示等、線量の測定、線量の測定結果の確認、記録等、健康診断等 ※電離放射線障害防止規則	法第 22 条
特定化学物質障害予防	製造等に係る措置、用後処理、漏えいの防止、管理、特殊な作業等の管理、健康診断、保護具、製造許可等、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、報告 ※特定化学物質障害予防規則	法第 22 条
鉛中毒予防	設備、換気装置の構造性能等、管理、鉛作業主任者等、業務の管理、貯蔵等、清潔の保持等、測定、健康管理、保護具等、鉛作業主任者技能講習 ※鉛中毒予防規則	法第 22 条
有機溶剤中毒予防	設備、換気装置の性能等、管理、測定、健康診断、保護具、有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理、有機溶剤作業主任者技能講習 ※有機溶剤中毒予防規則	法第 22 条
酸素欠乏症等防止	一般的防止措置、特殊な作業における防止措置、酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ※酸素欠乏症等防止規則	法第 22 条
作業内容変更時の教育	機械等・原材料等の危険性又は有害性及び取り扱い方法、安全装置・有害物抑制装置又は保護具の性能及び取り扱い方法、作業手順、作業開始時の点検 等	法第 59 条 則第 35 条
新規入場者教育		法第 59 条 則第 35 条
送り出し教育		法第 59 条 則第 35 条
測定機器の用意	酸素濃度計、騒音計、温・湿度計、圧力計、	法第 65 条
測定環境の設定	騒音の測定、可燃性ガスの濃度の測定等、坑内の炭酸ガス濃度の測定等、坑内の通気量の測定、坑内の気温測定等 ※作業環境測定基準	法第 65 条 令 21 条 則第 382 条の 2、第 590 条～592 条、第 603 条、第 612 条

換気設備	送風機、排気ダクト、排気管	法第 22 条 則第 577 条、第 579 条、 第 602 条
空調設備、空気清 浄設備		法第 23 条
照明器具	投光器、バルーン照明、スズラン灯、埋込照明、敷地内外灯	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、 第 434 条
電気設備	分電盤、キュービクル、電柱、発電機、電工ドラム	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、 第 434 条
給排水設備	高圧洗浄機、水道管、下水管	法第 23 条 則第 627 条
休憩室、仮眠設備		法第 71 条の 2 則第 3 編第 6 章
職場生活支援施設 (トイレ、洗面所等)	トイレ、洗面所、更衣室、ロッカールーム	法第 71 条の 2
熱中症対策	冷水機、製氷機、エアコン、扇風機、WBGT 測定器、熱中症飴 ※職場における熱中症予防対策マニュアル	法第 23 条
応急処置・緊急時 対応	救急用具及び材料	法第 23 条 則第 3 編第 9 章
その他の疾病・衛 生対策	分煙対策、受動喫煙防止対策	法第 22 条、第 68 条の 2、第 69 条
安全意識、注意喚 起	安全掲示板、安全旗・衛生旗、安全衛生ワッペン・腕章、安全標語・ ポスター、のぼり・垂れ幕、職長会の実施	法第 101 条 則第 18 条、第 98 条の 2
交通規制に要する 対策	ガードマン(保安員・交通整理員)、規制車、クッションドラム、カラー コーン・コーンバー、バリケード(A型、B型、単管、形鋼台)、工事中 表示板(内照式)、回転灯、規制標示看板・道路占有表示板・道路 使用標示板、標示板 ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	
公衆災害に要する 対策(仮囲い等)	万能板、フラットパネルネル、シートゲート、建築工事落下防護(朝 顔)、防音シート、防音パネル、現場出入り口のゲート、外灯、カー ブミラー ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	法第 21 条、第 22 条
安全衛生に向けた 人員配置	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進 者等、産業医等、作業主任者、統括安全衛生責任者、	法第 10 条～19 条の 2、 14、20(1)、30(1)、61 令第 2 条～5 条 則第 4 条～18 条
委員会の設置	安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会	法第 17 条～第 19 条
安全衛生管理体制	統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理 者、安全衛生責任者	法第 15 条～第 16 条

労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)	※労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	則第 24 条の 2
雇入れ時教育		法第 59 条 則第 35 条
職長・安全衛生責任者教育		法第 60 条 令第 19 条 則第 40 条
安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	※労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針	法第 19 条の 2
健康教育等		法第 69 条
メンタルヘルスケアを推進するための教育研修	※労働者の心の健康の保持増進のための指針	法第 69 条
作業従事者への技能講習、特別教育		法第 59 条 則第 35 条
作業主任者への技能講習		法第 14 条 令第 6 条
リスクアセスメント	作業手順書等 ※危険性又は有害性等の調査等に関する指針	法第 28 条の 2、第 57 条の 3 則第 24 条の 11、12
危険有害業務従事者への教育	※危険又は有害な業務に元に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針	法第 60 条の 2
作業従事者、作業主任者が必要な免許		法第 14 条、第 26 条、66
特定業務健康診断		法第 66 条 令第 22 条 則第 45 条
メンタルヘルス対策	ストレスチェック	法第 66 条の 10
安全一般に関する事項	防火、避難設備、危険物	法第 20 条、第 30 条、第 31 条

WGなどの議論や成果等は、以下のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html



【問い合わせ】国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
TEL:03-5253-8111(内線 24816) / FAX:03-5253-1555